

第 26 号生産緑地地区について

1 第 26 号生産緑地地区の概要

(1) 都市計画決定告示日

平成 4 年 1 月 2 日

(2) 土地の所在、面積、地目及び用途地域

土地の所在	面積	地目	用途地域
大字五味ヶ谷字子ノ神 75-1、75-2、77-10	2,882 m ²	畑	第一種中高層住居専用地域

2 買取申出について

生産緑地法第 10 条第 2 項の規定に基づき、所有者から市に対して生産緑地の買取りの申出があった。

(1) 買取申出の理由

主たる従事者が死亡したため。

(2) 買取申出があった生産緑地（第 26 号生産緑地地区の一部）

土地の所在	面積	地目	用途地域
大字五味ヶ谷字子ノ神 75-2	980 m ²	畑	第一種中高層住居専用地域

(3) 経緯

年 月 日	内 容
平成 31 年 2 月 13 日	所有者から生産緑地の買取りの申出
平成 31 年 2 月 27 日	所有者に対して買取らない旨を通知 農業委員会に対して斡旋の依頼
【見込み】 平成 31 年 5 月 13 日 (買取申出書の提出から 3 月経過)	生産緑地法に基づく行為(※)の制限解除(農業従事希望者の斡旋が成立しない場合) ※農地の管理や建築物等の建築行為

3 五味ヶ谷地区地区計画に基づく道路整備について

第 26 号生産緑地地区の東側には、五味ヶ谷地区地区計画に位置付けられた地区施設道路(幅員 4m)がある。

当該道路については、第 26 号生産緑地地区の一部に道路用地が掛かっているため、道路用地部分の生産緑地を地権者から寄附として受け入れた上で、平成 31 年度中に整備する予定である。

○道路用地として寄附を受け入れる生産緑地（第 26 号生産緑地地区の一部）

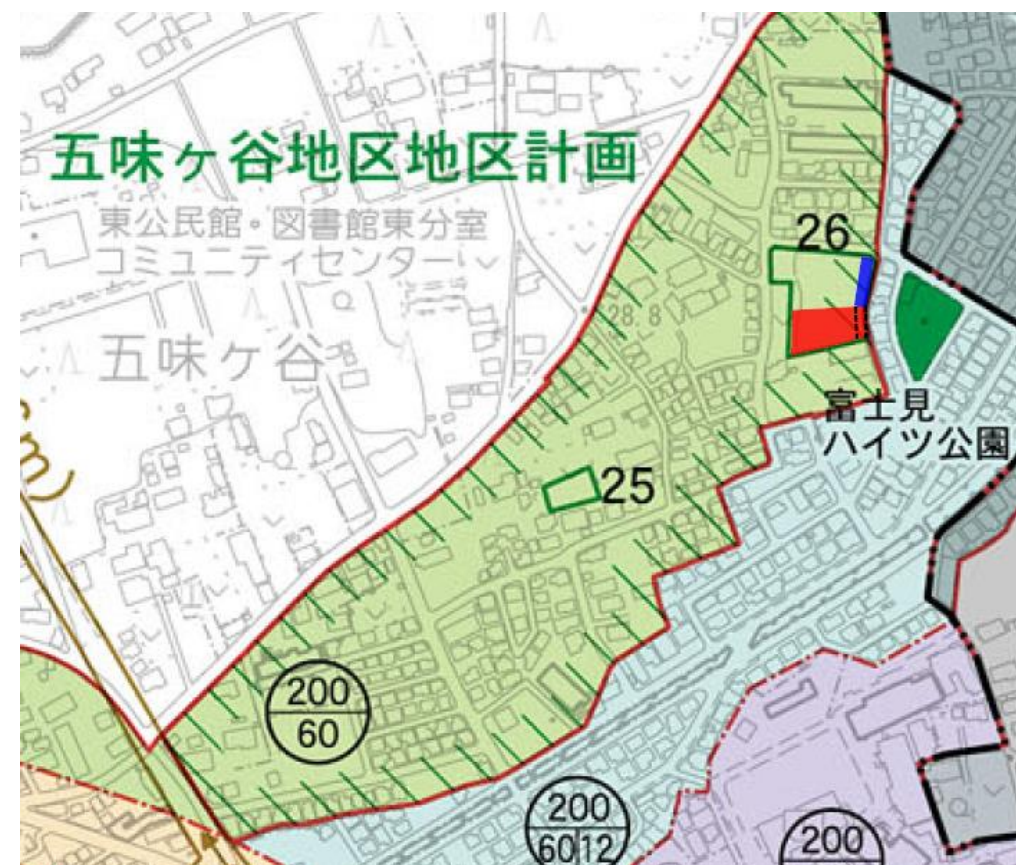
土地の所在	面積	地目	用途地域
大字五味ヶ谷字子ノ神 75-1、77-10 の各一部	約 42 m ²	畑	第一種中高層住居専用地域

4 都市計画変更の手続き

買取申出により行為の制限が解除される生産緑地及び地区計画に基づく道路整備のために寄附を受け入れる生産緑地については、当該生産緑地の区域を変更する必要があるため、都市計画の変更手続きを経た上で、面積及び区域を変更することになる。

なお、市では、都市計画変更の手続きを平成 31 年中に行う予定である。

【位置図】



第 26 号生産緑地地区

赤：買取申出があった生産緑地（980 m²）

青：道路用地として寄附を受け入れる生産緑地（約 42 m²）

※点線は、買取申出対象地と重複する地区施設道路整備箇所。